

只見線特別ツアー実施業務委託仕様書

第1 事業の概要

1 概要

奥会津の地域資源を活用した新たなコンテンツ創出を目的としたツアーを実施すること。また、若い世代など新規ファン層の獲得を図るため、只見線全国高校生サミットのアイデア実現の他、夏季閑散期等に企画を実施すること。

また、県が結果を地元自治体や事業者と共有することを想定したアンケート結果の取りまとめを行う。

2 過去の参加者アンケートに基づく分析

本事業は昨年度より実施している事業であり、50代以上の参加者が9割を占め、若い世代の参加者は少ない状況であった。

また、ツアー全体の満足度は高く、「再度只見線に乗車したい」と答えた方が8割を超える結果となった。

この状況を踏まえ、若い世代の参加者をはじめとする新規顧客と前回ツアーに参加された方をはじめとするリピーターをターゲットとし、企画を造成すること。

また、アンケートの分析結果については、参加届出のあった事業者に対し提供する。

第2 委託事業の内容

1 特別ツアーの実施

以下のとおり特別ツアーの企画及び参加者募集を行うこと。

(1) 特別ツアー

- ア 実施時期 令和7年5月から令和8年2月まで
- イ 実施回数 年間10回以上
- ウ 実施場所 只見線沿線の観光施設の利用等を行程に組み込むなど、沿線の周遊を必須とし、ツアーの行程には只見線の乗車を含むこと
- エ 募集人数 1回あたり30名を基本とする。ただし、提案内容に応じて適切な人数を設定することも可とする。

(2) 企画内容

企画内容については提案要素とするが以下の企画について必須で実施するものとする。

ア 「稲作列車」ツアー

- ・令和6年度只見線全国高校生サミットにて優秀賞となった企画。
詳細はYoutube「只見線チャンネル」で確認すること。

(<https://www.youtube.com/watch?v=WavWdRWd1CI>)

- ・企画の実施にあたり、県や関係者と協議の上、企画を実現するこ

と。

- ・田植え時期や収穫時期などに合わせた企画を実施すること。

イ 東海圏誘客促進ツアー

- ・東海圏からの認知度の向上及び誘客促進を図るため、県と過去只見線列車内での企画を実施した株式会社フジドリームエアラインズと協議の上、東海圏からの移動も含めたツアーパッケージの造成販売を行うこと。

(3) その他

ア ツアーの募集については、一般参加者を募ることを原則とする。

イ ツアー実施内容には、原則としてＪＲ只見線の乗車を含むものとし、列車の団体利用については、受託者がＪＲ東日本と調整すること。

ウ 団体貸切列車を運行することも可とするが、受託者においてＪＲ東日本と調整すること。また、貸切料金（乗車人員×運賃）が必要となる場合は受託者が負担すること。

エ 列車内で企画を行う際は、受託者においてＪＲ東日本と調整すること。

オ ツアー実施に当たりお土産品等を提供する際は、参加者から徴収した旅行代金の範囲内で行い、原則地元企業等から調達し、地域の活性化を図ること。

カ ツアー募集に当たり、参加者に対しマスコミ取材が入ることの事前承諾を得たうえで申込みさせること。

キ 参加者から参加料を徴収すること。参加料は受託者の収入とし、参加料収入を見込んだ金額を積算すること。

ク 参加者に対するアンケート調査や、ツアー実績のデータ分析などを実施し、今後のツアー造成に繋がる改善策などをまとめた報告書を作成すること。

ケ 過去の参加者アンケートの結果を踏まえ企画を提案すること。

2 プロモーションの実施

特別ツアーの実施に合わせ、只見線の認知度向上を図るため、様々な媒体を活用したプロモーションを行うこと。以下については実施例であり、実際に行うプロモーションの内容については、企画書にて提案すること。

(1) 特別ツアーに関する広報ツールの作成

(2) WEB広告の実施（Google Display Network、Youtube など）

第3 留意事項

事業を行う際には、以下の事項に留意しなければならない。

- 1 印刷物等には他者の著作権その他の権利が及ぶ素材を使用してはならない。
- 2 進捗状況について定期的に委託者に報告すること。また、委託者又は受託者が必要と認める時期に必要な打合せを行うこと。
- 3 受託者は本業務について機密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表、

転用及び貸与してはならない。

4 事業実施にあたり必要な事業の一切を行うこと。

5 本事業における特別ツアーの参加者募集を行う際には、「令和7年度福島
特定原子力施設地域振興交付金事業」と記載し周知すること。

第4 提出書類

	書類名	提出期限
1	着手届【様式1－1】	事業着手後7日以内
2	責任者等届【様式1－2】	事業着手後7日以内
3	完了届【様式3－1】	事業完了後7日以内
4	実績報告書【様式3－2】 収支決算書【様式3－3】	事業完了後15日以内かつ令和8 年3月31日以前
5	その他必要と認められるもの	委託者が指定する日